

お知らせ

令和7年3月28日  
医療法人社団 綾瀬病院 院長 鈴木拓也

令和5年12月22日に東京都の立ち入り調査が行われ、2つの医療行為について不正請求を指摘され、認定された額の返還と、それに伴い「行政指導」処分が決定しました。

3月28日、  
自立支援 → 行政処分「指定自立支援医療機関の指定の一部効力停止（新規患者受入停止6か月）」

2月25日、  
生活保護 → 「注意」（行政処分ではない）  
と、それぞれ伝達されました。

この行政処分の内容は、  
**2025年4月11日から2025年10月10日までの6か月間、当院は新規の自立支援の申請手続きができなくなります。**

具体的には、

- ・御入院中の患者様は今まで通り入院を継続でき、負担額も変わりはありません。
- ・外来通院中（内科・精神科問わず）の患者様も今まで通り通院ができ、負担額の変更もありません。
- ・現在自立支援医療を受けられている方は引き続き、自立支援医療を受けることができます。また、この上記6か月間に自立支援の更新日を迎えられる方も問題なく更新手続きができます。

今回の行政処分の影響を及ぶケースは、

- 1, 「現在ご入院中の方で、上記期間中に退院され、上記期間中に初めて自立支援医療の申請をすること」ができません。
- 2, 「現在、他院通院中で自立支援医療を受けられている方が、上記期間中に当院に転院する場合、上記期間中は当院に通院先変更ができません。」
- 3, 「生活保護受給中の方が新患として精神科を受診し、継続的に治療が必要である場合、生活保護法では「他法優先」である為、医療券のままでの受診継続は出来ません。医療券のままの受診はルール上問題があり、新患が初診時2回目以降の受診を継続する場合、自立指定医療が不可能であることを理解してもらわないといけない」と、ご通達がありました。

該当するケースは以上3点になります。

同じ内容を院内掲示、ご入院中の患者様へお手紙で送付させていただき、また、個別のご質問に対しそれぞれ回答させていただきます。

新聞ほか報道があつてから、患者様、ご家族、関係各所に多大なご心配、ご迷惑をおかけしたことを深く謝罪いたします。今後はさらに襟を正し、適切な医療・正しい請求を順守していく事をお約束いたします。